

家事審判・調停事件予納郵便切手一覧表

さいたま家庭裁判所 R4.12.1

	定型書式	事件名	収入印紙		予納郵便切手 ※1		
			申立手数料	後見登記用			
別表第一審判 (後見等)	○	後見開始	800円	2600円	4270円	500円×6枚・84円×10枚・50円×5枚・10円×10枚・5円×10枚・2円×10枚・1円×10枚	
	○	保佐・補助開始	800円	2600円	5140円	500円×6枚・84円×20枚・50円×5枚・10円×10枚・5円×14枚・2円×15枚・1円×10枚	
		保佐人・補助人の同意権拡張 保佐人・補助人に対する代理権付与	各800円 ※2	1400円 ※3	3090円 ※3	500円×4枚・84円×10枚・50円×2枚・10円×10枚・5円×6枚・2円×10枚	
	○	任意後見監督人選任	800円	1400円	3090円	500円×4枚・84円×10枚・50円×2枚・10円×10枚・5円×6枚・2円×10枚	
	○	未成年後見人選任	800円 ※4	—	3090円	500円×4枚・84円×10枚・50円×2枚・10円×10枚・5円×6枚・2円×10枚	
		後見開始等の審判の取消	800円	—	4250円	500円×6枚・84円×10枚・50円×5枚・10円×10枚・5円×8枚・2円×10枚	
		成年後見人等選任 ※5	800円	—	3090円	500円×4枚・84円×10枚・50円×2枚・10円×10枚・5円×6枚・2円×10枚	
		成年後見人等辞任 (成年後見人等の権限の行使についての定め の取消を伴う場合の予納郵便切手は下段)	800円	1400円	3090円 4250円	500円×4枚・84円×10枚・50円×2枚・10円×10枚・5円×6枚・2円×10枚 500円×6枚・84円×10枚・50円×5枚・10円×10枚・5円×8枚・2円×10枚	
		成年後見人等辞任・選任 (申立人が同一の場合)	1600円	1400円	4250円	500円×6枚・84円×10枚・50円×5枚・10円×10枚・5円×8枚・2円×10枚	
		成年後見人等解任	800円	—	3090円	500円×4枚・84円×10枚・50円×2枚・10円×10枚・5円×6枚・2円×10枚	
	○	成年・未成年被後見人に関する特別代理人選任	800円	—	524円	84円×6枚・10円×2枚	
		臨時保佐人・臨時補助人選任	800円	—	524円	84円×6枚・10円×2枚	
	○	成年被後見人等の居住用不動産の処分許可 ※6	800円	—	94円	84円×1枚・10円×1枚	
	○	成年後見人等に対する報酬付与	800円	—	84円	84円×1枚	
	○	成年被後見人に宛てた郵便物等の配達 の囑託	800円	—	1257円	84円×2枚・1089円分×1組 ※後見人が1人増えるごとに1089円分の切手を加算 ※囑託先が1つ増えるごとに84円切手を加算	
	○	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	800円	—	84円	84円×1枚	
	別表第一審判 (後見等以外)	○	特別代理人選任 (未成年・任意後見契約以外)	—	—	752円	84円×8枚・10円×8枚 (未成年者が1人増す毎に84円×6枚・10円×6枚をプラス)
			特別代理人選任 (未成年・任意後見契約の場合)	—	—	672円	84円×8枚(申立人が1人の場合)(申立人が2人の場合は84円×2枚をプラス)
○		不在者財産管理人選任	—	—	3460円	500円×3枚・100円×1枚・84円×20枚・10円×15枚・2円×10枚・1円×10枚	
		不在者財産管理人の権限外行為の許可	—	—	440円	84円×5枚・10円×1枚・2円×5枚	
		報酬付与(不在者財産管理人)	800円	—	94円	84円×1枚・10円×1枚	
○		失踪宣告	—	—	3700円	500円×2枚・84円×30枚・10円×15枚・2円×10枚・1円×10枚	
		失踪宣告取消	—	—	3028円	500円×2枚・84円×22枚・10円×15枚・2円×10枚・1円×10枚	
○		子の氏変更	—	—	84円	84円×1枚	
○		養子縁組	—	—	940円	84円×10枚・10円×10枚	
○		死後離縁の許可	—	—	1425円	500円×2枚・84円×5枚・1円×5枚	
○		特別養子適格の確認	見相800円 その他不要	—	5163円	500円×8枚・84円×12枚・10円×10枚・5円×8枚・2円×5枚・1円×5枚	
○		特別養子縁組成立	—	—	2911円	500円×4枚・84円×9枚・10円×10枚・5円×8枚・2円×5枚・1円×5枚	
○		推定相続人の廃除	800円	—	1992円	500円×2枚・84円×10枚・50円×1枚・10円×8枚・2円×6枚・1円×10枚	
○		相続の承認・放棄の期間伸長	—	—	470円×申立人数	(84円×5枚・10円×5枚)×申立人数	
	限定承認の申述	—	—	470円×申述人数	(84円×5枚・10円×5枚)×申述人数		

	定型書式	事件名	収入印紙		予納郵便切手 ※1		
			申立手数料	後見登記用			
	○	相続放棄の申述	800円	—	470円×申述人数 (84円×5枚・10円×5枚)×申述人数		
	○	相続財産管理人選任 (相続人不存在)		—	1470円	100円×5枚・84円×10枚・10円×10枚・2円×10枚・1円×10枚	
		相続財産管理人の権限外行為許可		—	94円	84円×1枚・10円×1枚	
		相続人搜索の公告		—	346円	84円×4枚・2円×5枚	
		報酬付与(相続財産管理人)		—	94円	84円×1枚・10円×1枚	
	○	特別縁故者に対する相続財産分与		—	3860円	500円×4枚・84円×20枚・10円×15枚・2円×10枚・1円×10枚	
		遺言の確認		—	1992円	500円×2枚・84円×10枚・50円×1枚・10円×8枚・2円×6枚・1円×10枚	
	○	遺言書検認		—	84円×人数×3	84円×呼び出す人数×3枚	
	○	遺言執行者の選任		—	470円	84円×5枚・10円×5枚	
		遺留分放棄		—	470円	84円×5枚・10円×5枚	
	○	氏の変更		—	1425円×申立人数(親権者ではない)	(500円×2枚・84円×5枚・1円×5枚)×申立人数	
	○	名の変更		—	470円	84円×5枚・10円×5枚	
		就籍許可		—	2440円	500円×2枚・84円×15枚・50円×1枚・10円×10枚・2円×10枚・1円×10枚	
		戸籍訂正		—	1572円	500円×2枚・84円×5枚・50円×1枚・10円×8枚・2円×6枚・1円×10枚	
		性別の取扱いの変更		—	2629円	500円×4枚・84円×6枚・50円×1枚・10円×5枚・2円×10枚・1円×5枚	
		親権停止・親権喪失・管理権喪失 児童福祉法(28I, 28II, 33V)		—	900円+1099円×当事者数	(84円×5枚・50円×5枚・20円×5枚・10円×10枚・2円×10枚・1円×10枚)+(500円×2枚・84円×1枚・5円×3枚)×当事者数	
	○	保護者選任		—	470円	84円×5枚・10円×5枚	
別表第二審判	○	遺産分割		1200円	—	2980円+1099円×当事者数	(100円×10枚・84円×20枚・10円×30枚)+(500円×2枚・84円×1枚・5円×3枚)×当事者数
	○	離婚時年金分割			—	3955円	500円×6枚・84円×10枚・10円×10枚・5円×3枚
		上記以外の別表第二審判事件	—		854円+1099円×当事者数	(100円×2枚・84円×6枚・10円×15枚)+(500円×2枚・84円×1枚・5円×3枚)×当事者数	
調停	○	遺産分割		—	2980円	100円×10枚・84円×20枚・10円×30枚	
		上記以外の調停事件		—	1240円	100円×2枚・84円×10枚・10円×20枚	
審判前の保全処分		債権仮差押え	1000円	—	94円×1組(債権者)、1145円×第三債務者数、1099円×1組(債務者)、速達料260円×第三債務者数、陳述催告申立ある場合は事情届返送用519円×1組×第三債務者数、84円×1枚×第三債務者数		
		上記以外の審判前の保全処分	1000円又は不要(事件ごとに確認)	—	854円+1099円×当事者数 ※ 不動産の処分禁止仮処分は、登記嘱託用の郵便切手も必要となる。		

※1 申立時の予納郵便切手額です。海外に当事者が居住する場合や進行によっては追納していただく場合があります。

※2 保佐・補助開始と同時に申し立てる場合でも必要となります。

※3 保佐・補助開始と同時に申し立てる場合は不要です。

例) 保佐開始と同時に保佐人の同意権拡張・保佐人に対する代理権付与を申し立てる場合の収入印紙及び予納郵便切手の額  
収入印紙：申立手数料分2400円(800円×3)、後見登記用2600円、予納郵便切手：5140円

※4 1通の申立書により複数の未成年者について申し立てる場合でも、未成年者1名につき800円が必要となります。

例) 1通の申立書により2名の未成年者について申し立てる場合の申立手数料：800円×2名=1600円

※5 この表において「成年後見人等」とは、成年後見人・保佐人・補助人・未成年後見人及びこれらの各監督人をいいます。

※6 この表において「成年被後見人等」とは、成年被後見人・被保佐人・被補助人・未成年被後見人をいいます。

※7 成年後見申立てセットは、さいたま家庭裁判所後見サイトに掲載されています。

(<https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/tetuzuki/kouken/seinenkouken-hosa-hojo.html>)